

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

賀詞交換会・新年宴会・新入会員歓迎会開催予定
◆賀詞交換会
日時：2021年1月8日(金) 15時30分
場所：ロイヤルホールヨコハマ
◆新年宴会・新入会員歓迎会
日時：2021年1月8日(金) 18時00分
場所：ロースホテル横浜



神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

関弁連定期大会

シンポジウムを当会運営でWEB開催！

関弁連は、9月25日、当会が運営を担当する第67回関弁連定期大会・第50回シンポジウムを開催した。当会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定期大会・シンポジウム初の試みであるWEB配信に挑戦した。

午前中のシンポジウムは、「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために」をテーマに3時間半の完全WEB開催とした。午後の定期大会は、パシフィコ横浜を会場とした上で来場者を例年の4分の1である150名に制限するとともに、WEBでの配信を行い、例年よりも時間を短縮した。2時間の予定で開催した。また、新たな試みとして、

1 シンポジウム

午前に行われたシンポジウムでは、剣持京助会長による開会宣言と伊藤茂昭関弁連理事長(東京)の挨拶の後、澤田美穂子会員と多賀啓弁護士(第一東京)が司会を務めた。

左部明宏関弁連シンポジウム委員会委員長と手話通訳者

来年、東京でオリンピック・パラリンピックが開催される中、スポーツ権の公正かつ公平な実現に向け、障害者スポーツとスポーツ団体における不祥事対応の問題が具体的なテーマとして取り上げられた。前半では、障害者スポーツの歴史、現状、課題、各障害者スポーツ団体から直接聞き取った問題等を紹介した上、障害者スポーツを行う者に対する合理的配慮の在り方を問う発表が行われた。後半では、競技団体内部における暴力等の不祥事への対応方法に関する具体的かつ詳細な解説や、各競技団体に対して行われた不祥事問題に関するアンケート結果の報告が行われた。

2 定期大会

午後に行われた定期大会は、ゲストによる特別講演や一部事項を割愛し、2時間での終了を目標として簡潔に進行できるように構成に工夫を凝らし、吉田正穂副会長が司会を務めて進化した。関弁連の会務・財務報告の後、今回の定期大会で討議・決議された議案は、大会宣言である「スポーツにおける公正性・公平性の実現を目指す宣言」、「改めて、日本国憲法に緊急事態条項(国家緊急権)を創設すること」に反対する決議、「公益通報制度における通報・相談体制の更なる充実を目指す決議」の3件に絞られた。

3 おわりに

徳田暁会員が起案を担当した大会宣言は、左部明宏関弁連シンポジウム委員会委員長がメールであらかじめ寄せられた意見に対して回答することで、会場からは特段の質問や反対意見が出ることなく、満場一致で採択が可決された。続けて、日弁連会務報告、弁政連報告、前年度の正副理事長に対する感謝状が述べられた。

謝表彰式と、前年度関弁連理事長の木村良二会員の謝辞が述べられた。そして、第5回関弁連護士会連合会賞受賞者の表彰式が行われ、受賞者である東京弁護士会の外国人の権利に関する委員会・憲法問題対策センター・人権擁護委員会の3委員会、及び関東弁護士会連合会の消費者問題対策委員会の各代表者から謝辞が述べられた。来賓祝辞は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、祝辞は荒中日弁連会長のみとし、東京高等裁判所長官、東京高等検察庁検事長の祝辞は司会によって読み上げられた。最後に、菊地哲也副会長から閉会の辞が述べられ、定期大会は無事に終了した。

配信業者の設定を確認する飯島俊副委員長

大会・シンポジウムの会場運営は13年毎に担当する各単位会が行う仕組みになっている。今回13年ぶりの会場運営ということで、手続を十分に理解しているメンバーが少なく、関弁連委員会と当会の準備委員会に二重に所属して準備を行う会員も多かった。そのため各事項の決定権の所在がどこにあるのか等で、準備委員会立上げ当初は混乱することも多かったが、関弁連と当会の優秀な事務局員の方々のおかげで円滑に準備を進めることができた。また、他の地域弁護士会連合会の定期大会など

山ゆり

高校生の頃、英国のTVドラマ『名探偵ポワロ』をテレビでよく視聴していた。丸々と太り、独特の髭をした禿頭のベルギー人探偵が、真実を見抜いて殺人犯を追い詰めていく姿に興奮し、いつしか通学の電車内で原作を読むのが習慣になった。▼

(山口 陽)

Zoom 導入!

「コロナ禍における弁護士会の

IT化促進

コロナ禍において緊急事態宣言が発令される直前の4月10日から、解除後も態勢が整う5月末までの間、当会会館を閉館しました。各委員会においては、適宜の方法にて活動を継続していただき、あらためてご協力に感謝申し上げます。

その間、多くの委員会にてWEB会議を開催していたため、6月中旬にその開催状況・感想等についてアンケートを実施しました。その結果、概ねポジティブな意見が多く、問題点はあるものの、ハードウェアの改善やアプリ操作の習熟等によりカバーできる部分が多いのではないかと思います。

さらに、コロナの収束が見えない状況が続いている上、育児・介護等家庭の事情を抱えている会員、遠方に所在する支部会員のWEB会議利用へのニーズも強くありました。

そこで、当期執行部としては、いすれにしてもWEB会議を使用する流れは不可逆なものであると判断し、最もポピュラーなZoomの導入に舵を切りました。

まずはミーティングに100名まで参加が可能であるZoomプロのアカウントを1つ契約し、併せてウェビナーを契約したので500人までの研修・講演会に使用可能となりました。

当会で取得したプロアカウントを利用して、現在当会館で実施されている多くのリアルな会議もWEB併用のハイブリッド形式で行われていきます。それらの環境設定は事務局総務会計課のIT担当において行っていますが、相当程度ノウハウ

なっています。

当会で取得したプロアカウントを利用して、現在当会館で実施されている多くのリアルな会議もWEB併用のハイブリッド形式で行われていきます。それらの環境設定は事務局総務会計課のIT担当において行っていますが、相当程度ノウハウ

も対応でき、さらに、Zoomのみを使用して開催することも可能です(担当事務局から委員長らへホスト権限を委譲します)。他方、ウェビナーについては既に相当数の研修・講演会が予定されています。

今後さらにZoomのプロアカウントを2~3追加購入する予定とともに、WEB会議のためのインフラ環境整備も進めています。カメラ・マイクスピーカーの増強を進めている他(最終的には各会議室への常設を考えています)、会員用無線LANルーターのパワーアップは既に実施済みです。

世上においては、この

副会長 小豆澤史絵
副会長 吉田 正穂

男女共同参画と私 第3回

「子育て奮闘記」 男性も主導的に育児を!

同業夫婦の子育ては、約5年前から始まった。出生直後、3時間ごとにやってくる「ミルク、おむつ替え、寝かしつけ」の周期と仕事の両立。数

は相当減らしたとはいえ、妻も産前に受任した仕事が継続していたため、夫婦ともに疲弊しきっていた。

一体何の罰ゲームかと思

思う日々であったが、私たちがとって幸運だったのは、子供の祖父にあたる人物が私の所属している事務所の経営者だったことであった。「祖父母による育児の手伝いの一環だよ。」という彼の理論から、堂々と早い時間に帰ることが出来たことで、夫婦による育児と仕事の両立はなんとか成り立ってきた。因みに彼の場合、毎晩夜遅くまで飲みたい一心から、夜中の

ミルクとおむつ換えはしていたようだ。

さて、私の場合は、自分のペースがある程度保てる本業と異なり、昼夜問わず全て子供のペースに合わせて行動する育児であったため、何十倍もの苦痛を感じ、帰る時間や休日が迫ってくることも憂鬱な気分となつたこともあった。

しかしこのように育児の時間を確保したことによって、夫婦どちらかが家にいない状態でも、何も変わらない日常が送れるレベルを保つことができるようになった。実際に色々やってみて、育児に必要な作業が如何に多いか、その中から1つだけを抜き出した作業(例えば、保育園に送りに行くだけ、お風呂に入れる

だけ等)をやることの意味がいかに少ないかを感じることができた。

育児を横断的にしてきたお陰で、生後1ヶ月半ころからは、妻が遠方の期日で一晩家を空けたときでも、子どもと2人きりの時間をちよつとした緊張感とともに楽しむこともできるようになった。

子育てを夫婦でしている男性としては、如何に仕事場の理解を得るかが重要である。そのためには、「育児をする」ということは、「育児を手伝う」という感覚ではなく、足りず、主導的に育児をするという意識を男性一人一人が持ち、男性による育児に対する世間の理解を深めていく必要があるのではないかと思う。

(会員 須須木 健太郎)

2020年度 第2回横浜国立大学共催研修会

基礎から学ぶ

最近の知的財産法改正

9月28日、白鳥綱重横浜国立大学准教授を講師

として、最近の知的財産法改正をテーマに、「Zoom ウェビナー」を利用したオンライン研修会が開催された。

具体的には、著作権法について、平成30年改正における「柔軟な権利制限規定」・「授業目的公衆送信補償金制度」の整備、令和2年改正における「リーチサイト対策」・「侵害コンテンツのダウンロード違法化」の改正などが取り上げられ、意匠法について、令和元年改正における「意匠」の保護対象の拡充・「関連意匠制度」の充実・保護期間の見直しなどが取り上げられた。

白鳥准教授は、平成29年7月から平成31年3月までの間、文化庁著作権課の著作物流通推進室長を務めていたことから、まさに今回の研修で取り上げられた改正の実務を担ってきた立場にあり、改正担当者の視点からの解説は、全体を通じて、大変興味深い内容であった。

特に、今回の研修を通じて、著作権法の平成30

(会員 木村 朝陽)

How About ADR?

3

この連載も3回目であるから、紛争解決センターの手続が裁判所の調停に比して柔軟であり、期日指定も迅速であることは「ご理解いただけています」と思う。しかし、①時効の完成が猶予されること、②調停前置主義の適用を排除できること、さらには③債務名義を取得しうることで存じの方は少ないのではないかと、上記①②はいずれも、当センターが法務大臣の認証を受けているが故に認められる効力である。時効完成前に当センターに申し立てていれば、その後、センターでの話し合いが決裂しても、決裂から1か月以内に訴えを提起することを条件に、時効の完成が猶予される。ADR手続を利用中に時効が完成してしまうことを心配する必要はないのである。

また、離婚等一定の事件については調停前置主義がとられているが、当センターで話し合いがまとまらなければ、別途、調停を経る必要はなく、直ちに訴訟を提起することができる。次に、債務名義の取得について、和解あつせん手続において作成される和解契約書は私的な契約書にすぎない。そこで、和解成立が見えた段階で両当事者に仲裁合意をしてもらい、あつせん人が仲裁判断書を作成する工夫がなされている。そして仲裁判断は、当事者間において確定判決と同一の効力を有し、裁判所の執行決定を経ることにより債務名義として扱われる。

この様に、法務大臣の認証を受け、特別の効力が認められる当センターは、紛争解決機関として、また、離婚等一定の事件については調停前置主義がとられているが、当センターで話し合いがまとまらなければ、別途、調停を経る必要はなく、直ちに訴訟を提起することができる。

- ・ 時効の完成が猶予
- ・ 調停前置主義排除
- ・ 債務名義取得可能

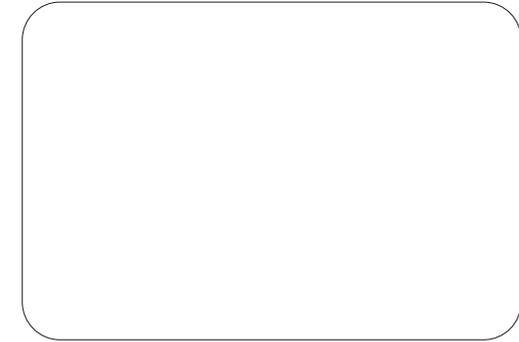
(会員 武藤 一久)

今年3月、知的障害のある人が暮らす施設で入所者などを殺傷した事件で被告に死刑判決が言い渡された。「重度の知的障害のある人は不幸か生まない」という動機で引き起こされた事件は、当事者や社会に波紋を広げた。

初公判の前日、事件を考慮するために開かれた集会で、ある親子と出会った。重い障害のある長男を医療用バギーに乗せて参加していたその男性は、「裁判を通じ、子どもと生きる意味を考えたい」と話した。

今年、小学生になった土屋 庄真くん。生後まもなく髄膜炎を患った。義生さんは殺意をもち、被告が視線を向けること

向き合い続ける傍聴人



土屋さん親子

で生きる意味を確かめたいと傍聴を続けた。「勝手に殺す」と感じるという。それでも親子は、重い障害のある人が社会生活を送ることができず、寝たきりの生活を送っている。父親の義生さんは庄真くんとともに、この事件の裁判に通い続けた。庄真くんの医療器具のアラームが静寂な法廷に鳴り響き、被告が視線を向けること

新こちら記者クラブ

なつてごたごたよな「被告に死刑が求刑された日、怒りを押し殺すように義生さんはつぶやいた。

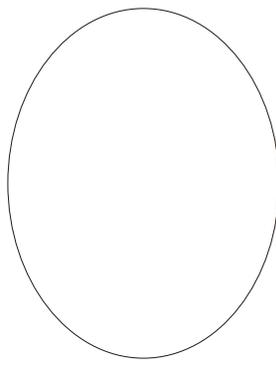
ものごとを伝える仕事につき10年余り。ただ情報を伝える以上に、社会の役に立っているのかを実感できる経験は少ない。ただ、あの親子の姿に、事件が当事者だけではなく社会が向き合っているものだと気づかされ、伝える責任の重さを考えさせられた。

あの親子の姿を思い起こすたび、被告自身はどれほど事件に向き合っていたのだろうかと、改めて思う。

常議員会
の い ま

目指せ皆勤賞

会員 横溝 久美 (47期)



平成28年末に発症した腰痛に苦しみ(長時間の座位が特に辛い)、暫くは弁護士業務もままならず、会務からも遠ざかっておりました。漸く寛解し、常議員にもなれました。

「えっ」「執筆予定者が急遽書けなくなったと。久美先生、お願いできませんか?」とのこと。仲良しで可愛いなつちゃんのお「お願い」にガッテン承知いたしました。

4月8日第1回の常議員会は38人中32人が出席、二川裕之会員を議長に推薦するのが私の初仕事でした。二川会員とは、今は亡き岡部光平会長のもと平成21年度に副会長を務めた仲です。

現在、支部会員はWE所にて「申入書」を提出する

目指します!

ど、地味なトレーニングにグッにいそしみました。が、こうした楽しみは、ことごとく、将来への持ち越しとなっております。

理事者になって、想像以上に煩雑なことから、ひたすら処理し続け

この間、私事にわたることがらでも、急な対応が必要になることもあったりもしましたが、会長

ることが可決されました。剣持会長率いる現執行部は、例年の執行部の仕事にプラスαでコロナ問題(対策)だもの、心身のご負担、察するに余りあります。

副会長 菊地 哲也

おにぎりの味

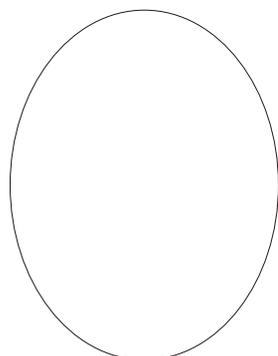
をはじめ、他の副会長、事務局、ほか皆さまから、さりげない心遣い、お声がけをいただき、何となくその優しさが身に沁みたまわります。それぞれに様々な事情もあることを考えると余計です。

フオローがあることにより、参加の機会を得ることにつながっていることには、本当に有難いことです。少しでも恩返しできればと思っております。いつの日か、山頂でいただくおにぎりの美味しさを想像しながら、また頑張ろうと思えます。

理事者室 だより

季節はめぐり、この新聞が発行される頃は11月、もう霜月です。記事を書いていくいま、4月にはじまった会務も、もう折り返し地点を通過したところです。

コロナ禍のため、11月に予定されていた鹿児島での人権大会も中止となっています。当初、執行部では、剣持会長に登山のご趣味があることから、せっかくなので皆で開聞





情報セキュリティを考える

はじめましょう

その 25 ビデオ会議活用のススメ

一般のコロナ禍で、急速にテレワークが広まっています。自粛期間中、思い切つてクラウド化やリモート環境の整備、ウェブ会議への対応等を進めた方も多いのではないのでしょうか。

TeamsやZoomなどを用いたビデオ会議も定着しつつあります。移動不要で打合せができることは、時間的・金銭的コストや感染リスクの観点から非常に大きな意味がありますし、電話やメールと比べても、相手の顔が見える・画面やファイルを共有しながら話ができる等、多くのメリットがあります。

委員会その他の会合や、多数回の打合せが必要な依頼者とのやり取り等は、比較的ビデオ会議にも馴染むものといえますので、ぜひ積極的な活用を検討ください。

一方、セキュリティ面で留意しなければならぬことも当然あります。

① アプリの安全性
登録者情報の不正取得や、無関係の第三者が会議に乱入する、といったトラブルが話題になったこともありました。様々なウェブ会議アプリがありますが、その安全性を確認・検討し、導入後も最新版への更新は忘れずにおこなってください。

② 使用端末のセキュリティ
セキュリティソフトの導入は勿論、暗号化やロックによる盗難・紛失対策も必要です。

③ 利用環境
場所を選ばないのがビデオ会議の利点ですが、周りに無関係の第三者がいるような場所は極力避け、避けられないときは、覗き見防止フィルムやヘッドセットを利用して情報を漏えいを防ぎましょう。事務所や自宅を使う場合でも、会議中、画面に別件の個人情報や映り込んだり、家族の音が入ったりするようでは、依頼者の信用を失いかねません。

・オンラインのビデオ会議を活用しよう
・ただし、セキュリティ対策は忘れずに!

時代に応じて仕事のスタイルも変わっていきまが、技術の長所・短所を理解して「新しい弁護士生活様式」に適応していきましょう。

(会員 黒江 卓郎)

弁護士会新聞に

をお寄せ下さい!



私は、数年前から弁護士会新聞の役割は既に終わったのではないかと考えており、私が編集委員長になるところは、弁護士会新聞に引継ぎを渡す役割を与えられているのではないかと感じていました。毎年の執行部の紹介、総会や会員集会、賀詞交換会など季節が変わる毎に繰り返される紙面にマンネリを感じていましたし、読者である会員からのレスポンスも少なく、大切な情報はメールや会員のページで即時に取得できるような時代に果たして紙の新聞は必要なのかと。

私は、横浜修習時代の1995年の4月号から当会の新聞を保存していますが、確かに10年単位で過去の新聞を眺めると大変懐かしく感じますし、弁護士会の記録としての価値は大きいのかなとも思います。

ただ、記録という観点だけからすればメールでの常議員会速報やホームページの記事などでも十分ですし、何も数か月遅れのイベントを取材したものを、それなりに費用をかけて印刷し会員に送るといった手間をかける必要はないかと。

いつも神奈川県弁護士会新聞をお読み下さり、ありがとうございます。本年度から編集委員会委員長をしております岩田武司です。当会に入会してから程なくして弁護士会新聞の編集に携わるようになり、それから20年以上も変わらず紙面づくりをしています。

要があるか疑問です。そこで、会員の皆様には是非、編集委員会にご意見をお寄せ頂きたいと思っております。私のアドレス(iwata@y1st.jp)宛にお送り下さい。

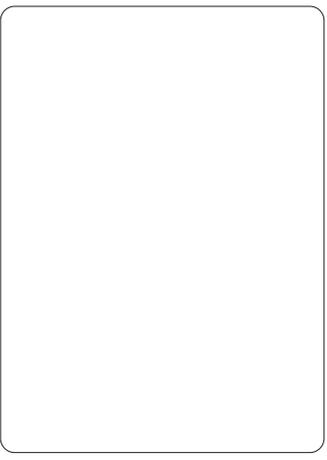
以前の新聞には、「私の新聞批評」というコーナーがありましたし、「論壇」や「投稿」というタイトルで会員が弁護士の業務について専門的な記事を書いたり、意見を発信したりするスペースがありました。このような持ち込みの記事も大歓迎です。

私は、まだ現状のままでの弁護士会新聞の存続には懐疑的です。様々な意見、持ち込みの記事、こういう企画はどうだろうかとというご提案、お待ちしております!

(編集委員長 岩田 武司)

「その日のために」

Lawyer's コラム



(通称「見え検」)に参加していた。

当番弁護で「老老介護殺人事件」の弁護を担当することになり、みんなに相談したときのやりとりである。実質的な刑事弁護活動はこの時の指摘から始まった。

「見え検」仲間のケアマネの手を借りて、ご近所の事情聴取と夫の日記から妻の徘徊行動の整理

を待っていた事件だ。と確認して充実した弁護士活動ができた。

なぜこんな確認ができたのか。私は、司法試験合格まで長くかかったが、この刑事弁護にあたり、「これだけ介護に詳しい『見え検』の仲間がいる弁護士は他にいないぞ。この仲間は、お前があの歳になって合格したからこそ出会えたんだぞ。」と励ましてくれる心の奥底からの声で聞けたからである。

若手会員、特に私同様、苦勞して合格された若手

会員のみなさんに言いたい。いつかはわからないが、「これは俺を待っていた事件だ。」と確認できる事件に必ず出合える。

だから、いつ「その日」が来てもいいように、研鑽を積み、ネットワークを拡げ、準備をしてほしい。出会ったときには必ず「弁護士になって良かった」と心の底からの喜びを感じるだろう。「その日」を楽しみに、毎日の弁護士業務に邁進してほしい。

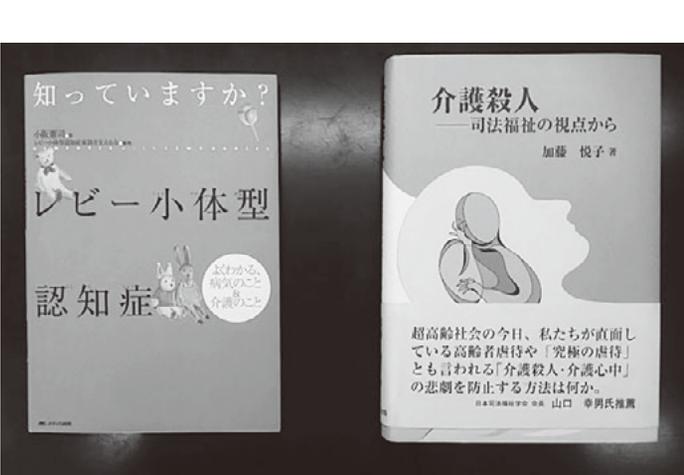
(会員 三浦 修)

「それはレビーだ。アルツハイマーじゃない。」
「ん?レビー?」

当時、私は、高齢者介護の難解事案の解決法を探る他職種ネットワーク

「見え検」仲間のケアマネの手を借りて、ご近所の事情聴取と夫の日記から妻の徘徊行動の整理

を待っていた事件だ。と確認して充実した弁護士活動ができた。



刑事弁護にあたって必死に勉強した本2冊

編集後記

Go To Eatによるポイント還元が流行っている。賛否両論あるようだが、苦しい状況の飲食店を助けようという趣旨には賛同したい。しかしながらこの制度を逆手にとった錬金術の一部で行われたらしい。悲しいことであり、最低限のモラルは持ちたいものである。

デスク 奥園龍太郎
記者 山口 陽
千歳 博信
越川 純哉
渡邊さち穂
古西 達夫